

第3 褒章・遺族追賞

1 意義

褒章は、一定の分野における功労や徳行の優れた者を表彰するため授与される。

遺族追賞は、褒章条例により表彰されるべき者が死亡した場合に、その遺族に対し、銀杯又は木杯若しくは褒状が授与され死亡者を追賞する制度である。

2 褒章の歴史・概要

明治時代に勲章が制度化されたとき、その対象は「國家ニ功ヲ立テ績ヲ顯ス者」、すなわち官僚と軍人であった。儒教では忠と孝が最も大切な徳目とされ、忠に対しては勲章が設けられたが、庶民の徳・孝を表彰する制度がなく、当時人命救助した人に賞金を出して表彰していたものに終身表彰の栄誉を与えようとして、外国人命救助章にならって「紅綬褒章」を設けることになったのが、褒章制度の動機とされる。

現在は次の6種のものがある。

(1) 明治14年制定の褒章条例によるもの

紅綬褒章 → 自己の危難を顧みず、人命を救助に尽力した者

(職員又は当省関係者に該当事案が生じたと思われるときは法務省大臣官房人事課栄典係に連絡すること。)

緑綬褒章 → 自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著なる者
(ボランティア等)

藍綬褒章 → 公衆事業尽力者又は公衆の利益を興し成績著明な者、公共事業に勤勉し、労効顕著な者

※ 紅綬褒章及び緑綬褒章内容は、平成14年の褒章条例改正後のものである。

(2) 大正7年上記褒章条例に加え制定のもの

紺綬褒章 → 公益のために私財を寄附した者

(3) 昭和30年前記褒章条例に加え制定のもの

黄綬褒章 → 業務に精励し衆民の模範である者

紫綬褒章 → 学術、芸術上の発明、改良、創作などの事績が顕著である者

当省関係では、司法書士、土地家屋調査士に対する黄綬褒章及び教誨師、篤志面接委員、保護司、人権擁護委員、更生保護法人役員及び更生保護女性の会役員に対する藍綬褒章並びに更生保護法人日本更生保護協会及び日本司法支援センターに対する寄附者の紺綬褒章がある。

黄綬褒章及び藍綬褒章は、それぞれ毎年春(4月29日)、秋(11月3日)の2回実施され、伝達式は、毎年5月、11月の中旬に法務省において行い、同日天皇陛下の拝謁が行われる。

3 推薦基準

(1) 黄綬褒章及び藍綬褒章の推薦基準

従来褒章の推薦基準として、年齢55歳以上の基準が設けられていたが、栄典制度改革により、年齢制限は撤廃された。

当省関係の民間功労者の推薦基準については、

■ それぞれ個別に定めている（別表参照）。

※ 黄綬褒章及び藍綬褒章の候補者が内閣府に上申中に死亡した場合は、死亡叙勲（瑞單）又は遺族追賞に切り替える。（書類は全て新規でそろえて上申する。）

（2）紺綬褒章の推薦基準

紺綬褒章は、公益のため私財を寄附した者（個人又は団体）に対し賜与される褒章であり、寄附の客体は公益団体として認定された団体でなければならず、法務省関係では、現在、更生保護法人日本更生保護協会及び日本司法支援センターの2団体が公益団体として認定されている。■

紺綬褒章の授与基準（寄附金額）は、個人の場合は500万円以上（1,500万円以上には副賞として木杯が併せて授与される。）、団体の場合は1,000万円以上であり、寄附行為があった日（寄附金を受領した日）から1年以内に内閣府に上申することとされている（「褒章条例」及び「紺綬褒章等の授与基準」参照）。

紺綬褒章で寄附者が個人の場合、褒章（銀製メダル）と褒章の記（いわゆる賞状）が授与され同褒章を2回以上授与されるときは、飾版（タイピン様）が授与されるが、この飾版は、5個ごとに金の飾版となる（この場合、発令日以後に既に授与されたメダル1個、飾版4個、返納書を賞件係に渡さないと作成されない。）。また、寄附者が団体である場合は、紺綬褒章に代えて褒状が授与される（褒状のみ）。

なお、紺綬褒章を授与される者が死亡した場合は、その遺族が「遺族追賞」の制度に基づき追賞されることとなる（後掲の「5 遺族追賞」を参照）。

（3）紅綬褒章、緑綬褒章及び紫綬褒章の推薦基準

紅綬褒章、緑綬褒章及び紫綬褒章については、特段の基準は定められておらず、■ 法務省関係者で人命救助（紅綬）、ボランティア（緑綬）、学術・芸術・スポーツにおける功労（紫綬）などにつき、褒章を授与すべき事案がある場合は、あらかじめ法務省大臣官房人事課栄典係まで連絡すること（■）。

4 上申手続

（1）黄綬褒章及び藍綬褒章

当該団体の事業報告書及び収支決算報告書を毎会計年度終了後3か月以内に内閣府賞勲局に提出することとされている（■）。

更新手続の申請書類は、認定期間終了2か月前までに内閣府に提出することになっており、日本更生保護協会については同協会から■を経由して認定期間

が終了する前年の11月中旬頃までに、日本司法支援センターについては同センターから [REDACTED] を経由して認定期間が終了する年の8月初旬頃までに、それぞれ申請書類を法務大臣宛て提出すること。

イ 紺綬褒章の上申手続について

(ア) 上申書の提出（当課宛て）

当課への上申書は、日本更生保護協会からは [REDACTED] を経由して、日本司法支援センターからは [REDACTED] を経由して、それぞれ提出する。

※ 提出書類

【寄附者が個人の場合】

- | | |
|----------------------|----|
| ① 進達書 ([REDACTED]) | 1部 |
| ② 上申書 ([REDACTED]) | 2部 |
| ③ 寄附調査書 | 2部 |
| ④ 寄附申込書 | 2部 |
| ⑤ 寄附受領書 | 2部 |
| ⑥ 履歴書 | 2部 |
| ⑦ 刑罰等調書 | 2部 |
| ⑧ 戸籍抄本 | 2部 |

【寄附者が団体の場合】

- | |
|----------------------------------|
| ① 個人に同じ |
| ② リ |
| ③ リ |
| ④ リ |
| ⑤ リ |
| ⑥ 団体規約又は定款 2部 (団体の代表者が原本認証したもの。) |

(イ) その他参考

紺綬褒章の候補者が [REDACTED]

[REDACTED] その申請をしなければならない。

5 遺族追賞

(1) 概要

遺族追賞は、褒章条例により表彰されるべき者が死亡した場合（内閣府への上申後、発令までに死亡した者に限る）に、その遺族に対し銀杯又は木杯若しくは褒状が授与され死亡者を追賞する制度であり（褒章条例第6条）、黄綬・藍綬褒章の基準を満たしている候補者が死亡した場合には、賜杯の記及び銀杯が、紺綬褒章の候補者が死亡した場合には、その寄附金額が1,500万円未満の場合には褒状が、1,500万円以上の場合は賜杯の記及び木杯が遺族に対し、それぞれ授与されるものである。

(2) 遺族の範囲及び順位

追賞を行う場合の遺族の範囲及び順位は次のとおりであり、この範囲及び順位に従って遺族1名を選定しなければならない。

- 1 配偶者
- 2 子
- 3 父母
- 4 孫
- 5 祖父母
- 6 兄弟姉妹

(3) 上申手続

遺族追賞は、所管各庁の長からの上申に基づき、法務大臣が内閣総理大臣に申請し、閣議で決定され、死亡日付けで発令される。黄綬・藍綬褒章に係る遺族追賞にあっては、当該死亡の日から3か月以内、紺綬褒章に係る遺族追賞にあっては、寄附をした日から1年以内の閣議にかけなければならないので、遺族追賞すべき事案が生じたときは、法務省大臣官房人事課栄典係宛て連絡すること。

提出書類は、前記の各褒章の手続書類に準ずるほか、故人と遺族との関係を明らかにする書類が必要となる。

ア 上申書類

(ア) 黄綬褒章・藍綬褒章候補者が死亡した場合

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 上申書 | 1部 |
| ② 褒章審査票 | 1部 |
| ③ 功績調書 | 2部 |
| ④ 履歴書 | 2部 |
| ⑤ 刑罰等調書（候補者及び遺族のもの） | 各2部 |
| ⑥ 団体の規模及び事業概況等調 | 2部 |
| ⑦ 活動実績表（司法書士、土地家屋調査士は除く） | 2部 |
| ⑧ 候補者と遺族との関係が分かる戸籍抄本又は謄本 | 2部 |

(イ) 紺綬褒章候補者が死亡した場合

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 上申書 | 2部 |
| ② 寄附調査書（候補者及び遺族の氏名を記載したもの） | 2部 |
| ③ 寄附申込書 | 2部 |

- ④ 寄附受領書 2部
 - ⑤ 履歴書 2部
 - ⑥ 刑罰等調書（候補者のもの及び遺族のもの） 各2部
 - ⑦ 候補者と遺族との関係が分かる戸籍抄本又は謄本 2部
- (注) 遺族追賞では、故人である候補者と遺族との関係を明らかにする書類（戸籍抄本又は謄本及び遺族の刑罰等調書）が特に必要となるので注意すること。

別表

褒章推薦基準

黃綬褒章	司 法 書 士	土 地 家 屋 調 查 士
	篤 志 面 接 委 員	教 誨 師
		人 權 擁 護 委 員
		保 護 司
	更 生 保 護 法 人 理 事 長 等	更 生 保 護 法 人 施 設 長
		更 生 保 護 女 性 会 役 員
藍綬褒章		協 力 雇 用 主

樣式

褒 章 審 查 票

(E)